新旧対照表

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

新	旧
第７号様式（第１面）・（第２面）　　（略） （第３面） （略） 備考　１・２　（略） ３　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含めてください。 (1)～(4)　（略） (5)　放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める総理府令第１条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値 ４～７　（略）	第７号様式（第１面）・（第２面）　　（略） （第３面） （略） 備考　１・２　（略） ３　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含めてください。 (1)～(4)　（略） (5)　放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める総理府令第１条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値 ４～７　（略）
第 12 号様式（表）　　（略） （裏） （略） 備考　１・２　（略） ３　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含めてください。 (1)～(4)　（略） (5)　放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める総理府令第１条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更	第 12 号様式（表）　　（略） （裏） （略） 備考　１・２　（略） ３　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含めてください。 (1)～(4)　（略） (5)　放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める総理府令第１条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変

後の数値	更後の数値
４～６　（略）	４～６　（略）